

事業者間協議の場における検討状況について

令和6年9月9日

事務局

- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）」における取りまとめで示した取組内容について、開示元事業者と要望事業者間で検討を行うため、令和6年5月より「事業者間協議の場」を立ち上げ、これまで4回開催されたところ。
- 検討会取りまとめの中で、令和6年度上半期中に結論を出すこととされた内容を中心に、下記の内容について検討を行っており、開示元事業者の共通の取組として整理を行っている。

検討項目		検討内容
①	利用調査・申請時に確認する項目	開示元事業者が円滑に情報開示を行うことができる仕組みについて ○開示元事業者が要望事業者に確認する項目 ○上記項目の確認方法 等
②	異経路構成による冗長性確保	要望事業者の求める異経路構成の可否検討・情報開示について ○要望事業者へ開示する情報 ○開示元事業者が求める情報 ○上記情報開示に向けた運用方法 等
③	設備提供の可否検討・回答の早期化	情報開示の短縮化に資する情報提供のあり方について ○利用可否回答の進捗状況の開示
④	WEBによる情報開示	WEBによる情報開示について ○WEB化の要否・対象範囲 ○WEBによるオンライン化のスケジュール
⑤	申請様式の共通化	検討項目①～④を反映した開示元事業者共通様式について

	構成員
電気通信事業者	東日本電信電話株式会社
〃	西日本電信電話株式会社
〃	株式会社NTTドコモ
〃	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
〃	KDDI株式会社
〃	ソフトバンク株式会社
〃	一般社団法人電気通信事業者協会 (TCA)
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
〃	送配電網協議会
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社
〃	西日本旅客鉄道株式会社
〃	一般社団法人日本民営鉄道協会
要望事業者	ビー・ビー・バックボーン株式会社
〃	株式会社TOKAIコミュニケーションズ

【オブザーバ】

- ・総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
- ・総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課
- ・内閣府規制改革推進室
- ・経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
- ・国土交通省鉄道局技術企画課

①利用調査・申請時に確認する項目

検討会取りまとめ

- 「光ファイバ・収容空間情報等の開示の対象者、開示の手段」については、開示対象となる情報の性質、安全保障・セキュリティ、開示元事業者の経営上の秘密の保護等を勘案しつつ、投資促進のためには開示元事業者が円滑に情報開示を行うことができる仕組みが必要であることから、以下のとおり対応する。
 - 「開示の対象者」について、目的外の情報開示に係る要望を排除するため、光ファイバについては電気通信事業者、収容空間については認定電気通信事業者をそれぞれ対象として、実際に当該要望事業者が光ファイバ・収容空間を利用する計画を有することや社内における情報管理体制が十分に確保されていること等について、申請時に確認できることを原則とする。
 - 「開示の手段」について、広く一般に開示するのではなく、開示元事業者と要望事業者の間で、NDAを締結の上で相対等による個別開示を原則とする。併せて、円滑な情報開示を促進するため、WEBIによる情報開示を基本として検討を進める。
- 上記について、開示元事業者と要望事業者間で協議の場(※)を速やかに立ち上げ、令和6年度上半期中に、開示元事業者が要望事業者からの申請時に確認する方法について結論を出すよう取り組む。

取組の方向性

- 光ファイバ・収容空間情報等の開示に関して、要望事業者と開示元事業者の間で、情報開示に係る秘密保持を規定(基本契約や覚書、申込時の規約等)。なお、公知の情報や情報量が限定的な開示等において、秘密保持は必須とせず開示元事業者で要否を判断。
- 情報の目的外利用の防止の観点から、調査申込時の利用用途の都度記載、協定書や契約書における予めの利用用途の規定等により、情報を開示する対象設備の利用用途を開示元事業者が確認可能に。あわせて、開示した情報の目的外利用の禁止を規定。
- 「利用用途」については、設備利用を目的とした申請であることを確認できる情報とし、開示した情報の目的外利用・情報漏えいの疑義がある場合等、必要に応じてより具体的な利用用途を確認(通常の運用においては、要望事業者のエンドユーザの情報や営業秘密に係る情報までは求めない)。
- 安全保障上、きわめて重要な情報の開示にあたって、不適切な取扱いによる情報漏えいを未然に防止する措置として、望ましい情報管理体制を提示した上で、情報管理体制の構築状況・実施状況について必要時(情報漏えいの疑義がある時等)に開示元事業者が確認
構築すべき情報管理体制・方法を予め契約書等で具体的に規定等を実施。

②異経路構成による冗長性確保

検討会取りまとめ

- 「開示する情報の内容や粒度」については、開示対象となる情報の性質、安全保障・セキュリティ、開示元事業者の経営上の秘密の保護等を勘案しつつ、要望事業者のコアとなるニーズが異経路構成(いわゆる「クロスポイント」がない構成)による冗長性確保であることを踏まえる。
- このニーズを充足するため、要望事業者の求めに応じて情報の開示を行う場合には、少なくとも当該事業者が提示したルートと異経路構成となることが保証できることを原則とする。その際、開示元事業者は、要望事業者の希望するルートが提供不可であっても代替ルートを提案することができる場合は、要望事業者の求めに応じて柔軟に対応するよう努める。また、複数のルートを提案することができる場合についても、同様に対応するよう努める。
- 併せて、開示元事業者が異経路構成となるルートを検討し、円滑に回答することが可能となるために、申請時に、要望事業者が既に保有するルート等の情報を開示元事業者に提供する。
- これらの対応が円滑かつ十分に行われる前提であれば、安全保障・セキュリティ、経営上の秘密の保護の観点から、ルート情報そのものや、保守や工事等により状況が頻繁に変化する空き容量に関する情報を開示する必要性は必ずしもない。
- 上記について、開示元事業者と要望事業者間で協議の場(※)を速やかに立ち上げ、令和6年度上半期中に、要望事業者が開示元事業者に提供すべき情報について結論を出すよう取り組む。

※行政もオブザーバとして参加

取組の方向性

- 安全保障・セキュリティ、開示元事業者の経営上の秘密の保護等を勘案した上で、要望事業者の要望により、クロスポイントの有無や異経路構成となるような管路・とう道のルート等要望事業者が提示したルートとの異経路構成を検討可能な情報を開示。
- 光ファイバのように、安全保障・セキュリティ、経営上の秘密の保護の観点から、ルート情報そのものを開示することが難しい場合においては、開示元事業者が保有する光ファイバルルートと異経路構成となるような管路・とう道のルート等要望事業者が当該光ファイバルルートとクロスポイントがない構成を検討することができる情報を開示。
- 調査依頼時に、要望事業者がクロスポイントの定義(離隔条件等)を指定可能に。
- 開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクに対し、開示元事業者は可能な限り当該リスクを低減するための措置(調査時において移設計画等がある場合はそれを考慮した情報提供、ルート変更が発生する旨の通知等)を実施。

検討会取りまとめ

- 「情報の開示に要する期間の短縮」については、開示元事業者側で、要望事業者が求める情報を踏まえつつ、設備提供の可否に係る調査の過程等で提示することができる調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供することで、情報開示の迅速化を図ることを原則とする。その際、設備提供が不可と判明した場合には、速やかに要望事業者に回答することを徹底する。
- 上記について、開示元事業者と要望事業者間で協議の場(※)を速やかに立ち上げ、令和6年度上半期中に、情報開示の短縮化に資する情報提供のあり方について結論を出すよう取り組む。

※行政もオブザーバとして参加

取組の方向性

- 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供(並行して、最終回答までの納期短縮に努めることとする)。
- 各開示元事業者において、上記における標準的な回答期間(目安)を設定の上、それを超える場合には事業者に通知する運用。
- ただし、一律での回答期間の設定が難しい場合は、前提条件を設定し、代表的な申請パターンに対する標準的な回答期間(目安)を定めた上で、設定した前提条件に合致しない申請については都度回答期間を通知。

検討会取りまとめ

- 「申請・使用手続のWEBによるオンライン化」については、開示元事業者と要望事業者間の協議の場において、WEB対応に係る仕様や費用等も勘案し、令和6年度上半期中に、申請・使用手続のWEBによるオンライン化のスケジュール等について結論を出すとともに、令和6年中を目指して(予算等の事情がある場合は令和7年以降可能な限り速やかに)、開示元事業者においてWEBによるオンライン化に取り組む。

取組の方向性

- 申請の頻度や開発費等を考慮のうえ、WEBによるオンライン化の具体的な実現方法を各開示元事業者にて検討し、令和6年中をめざして、順次、運用を開始。ただし、予算等の事情がある場合は令和7年以降可能な限り速やかに運用開始。
- WEBによるオンライン化の実現方法については、少なくともWEBフォームによる申込受付が可能な形を前提とし、さらなるWEB化は要望事業者と協議の上構築。
- なお、申請の頻度が著しく僅少(例:年間数件程度)であるといった開示元事業者においては、当面の間、専用のWEBページを設けた上で、申請書類のひな形・送付先メールアドレスを掲載する方法も可とし、申請状況に応じてWEBによるオンライン化の運用に移行。
- 詳細確認等が必要なケースにおいて、必要に応じ、対面・電話等によるやり取りを加えることも可能。

検討会取りまとめ

- 「申請・使用手続に係る様式の共通化」については、有識者や開示元事業者から異論はなかったことから、開示元事業者と要望事業者間で協議の場(※)を速やかに立ち上げ、標準的な様式の決定に向け、令和6年度上半期を目途に結論を出すことができるよう取り組む。

※行政もオブザーバとして参加

取組の方向性

- 申請様式の統一化に向け、NTT東西の申請様式をベースに記載事項等について検討。また、検討項目①～③の議論結果を、順次統一様式案に反映。
- 全開示元事業者共通の申請項目を設定し、各開示元事業者の運用に応じた確認項目の追加も可能。

今後の取組方針

- 本日の意見等も踏まえ、9月中（令和6年度上半期中）に、事業者間協議の場としての結論を取りまとめ予定。
- 今後は、事業者間協議の結果等を踏まえ、総務省においてガイドライン※への反映等を検討し、その内容については、本検討会においてもお示しすることを想定。

※「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を想定

取組に係る工程表

凡例： 政府の取組 事業者の取組

	令和6年度			
	Q1	Q2	Q3	Q4以降
光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示の在り方 ・光ファイバ・収容空間情報等の開示の対象者、開示の手段 ・開示する情報の内容や粒度 ・情報の開示に要する期間の短縮 ・安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮	進捗をフォローアップ ※ガイドライン改訂も検討 フォローアップ			必要に応じて引き続きフォローアップ
光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化 ・申請・使用手続に係る様式の共通化 ・申請・使用手続のWEBによるオンライン化	開示元事業者と要望事業者間で協議の場の立ち上げ（行政もメンバーとして参加）		開示元事業者においてWEBによる情報開示を実現 開示元事業者においてWEBによるオンライン化を実現	予算等の事情がある場合は可能な限り速やかに対応 予算等の事情がある場合は可能な限り速やかに対応
光ファイバ・収容空間情報の開示に係るプラットフォームの在り方 ・プラットフォームに掲載する情報の内容 ・プラットフォームの利用の条件 ・国土交通省が整備するシステムとの連携 ・安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮	国土交通省の検討状況を確認しつつ、プラットフォームのあり方について検討			※予算措置も検討
※各取組について、取組内容が決まったものからスケジュールの前倒しも含めて速やかに対応				

II 実施事項

1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

(8) 通信

No.2 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

【a, c, f: 措置済み、b, d, e, g, h: 令和6年度以降速やかに措置、i: 令和6年度上期検討・結論、令和6年度以降速やかに措置、j: 令和6年度検討、結論を得次第令和7年度以降速やかに措置】(a, i: 総務省、b~h: 国土交通省、j: 総務省・国土交通省)

a 総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。

(b~h略)

i 総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月 総務省)に規定される公益事業者(以下「公益事業者」という。)が公共的なインフラを管理する主体であり、多くの光ファイバー関連設備を有することから、現状においても当該ガイドラインの対象として明記されていることを踏まえ、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況(空き容量を含む。)の情報を可能な限り見やすく利便性の高い形で開示するため、当該開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等(いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。)について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

j 総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が保有又は管理する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況(空き容量を含む)等に係る情報の見やすく利便性の高い形でインターネット上での開示並びに利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化及び申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間に係る情報の開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等(いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。)の在り方について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。